

No.410

研究所通信



●ホームページアドレス <http://blhrrri.org>
●メールアドレス webmaster@blhrrri.org

部落差別解消推進法 施行から1年が経ちました



▲ 2017年度人権週間ポスター

部落差別解消推進法が2016年12月16日に施行されて1年が経ちました。2017年、部落解放・人権研究所は法律の周知・啓発に重点的に取り組んだ1年でした。

障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法もそれぞれ施行1年を経ていきます。2018年もこれらの法律の周知に加えて、その具体化に向けて取り組んで参ります。

もくじ

理事からのメッセージ/奥田均代表理事	2	人権資料・展示全国ネットワーク総会/世界人権宣言集会	9
2018年度大型集会スケジュール	3	核兵器廃絶・ICAN川崎さん講演	10
公開研究会 部落差別解消推進法施行一年	4	第43回部落解放・人権西日本夏期講座案内	11
朝鮮衡平運動史研究会・日韓合同研究会	5	集会ふれあい記 第8回高野山編	12
生活困窮者自立支援全国研究交流大会	6	映画「造花の判決」を観て	13
同和問題解決(部落解放)・人権政策要求大阪実行委員会総会	7	リレーエッセイ	14
全国研究所交流会/大阪同企連意見交換会	8	参加者募集/2018年度会員更新のお願いほか	15

理事からのメッセージ

2018年の年頭にあたって

代表理事 奥田 均



新年あけましておめでとうございます

旧年中は、部落解放・人権研究所の諸活動に温かいご支援、ご協力を賜りましたことを役員・職員一同、心よりお礼申し上げます。

本年は部落解放・人権研究所が創立されて50周年という記念すべき年にあたります。「同対審」答申の評価をめぐって一気に表面化した部落解放同盟と日本共産党の対立がエスカレートする中、研究所は1968年8月、「大阪部落解放研究所（盛田嘉徳理事長）」として創立されました。荒波での船出にもかかわらず、同年10月には機関誌『部落解放』を創刊（1976年に解放出版社に移管）。1970年には第1回部落解放夏期講座を開催します。同講座は翌年より高野山での開催となり、高野山夏期講座として受け継がれています。

1972年に研究紀要『部落解放研究』を発刊し、1974年には部落解放大学講座（いわゆる解放大学）を開講します。こうした実績を踏まえ、1974年10月に名称を「部落解放研究所」へと変更し、大阪府教育委員会認可の社団法人となりました。

部落解放運動の発展、同和行政の前進、差別事件を契機とした企業や宗教界における取り組みの広がりを踏まえ、1970年代後半からは啓発事業に本格的に着手し、1976年に西日本夏期講座をスタート、1980年には同和問題企業啓発講座を開始します。1987年からは人権啓発研究集会を開催し、1989年には人権啓発東京講座の開講へと発展しました。これら講座や研究集会は今日も研究所の重要な啓発事業として毎年実施されています。

1981年5月に創刊された『社会啓発情報』はこうした啓発活動の糧となり、1989年に『ヒューマンライツ』と改題し各界各層に人権啓発情報を発信しています。また研究所が担ってきた反差別の国際交流や国連をはじめとする国際人権活動への貢献も忘れてはならない実績です。こうした中で、1996年に出された「地対協」意見具申を契機に、人権の視点からの取り組みを強化前進させる流れを受け、1998年6月に研究所は名称を現在の「部落解放・人権研究所」へと変更しました。

2013年12月には、国の法人制度改革を受けて、その活動が全国的規模であることを踏まえて内閣府認可の一般社団法人へと移行しました。同年の総会では、「単に国の法人制度改革に基づく移行ではあってはならない。新しい研究所を創り上げていくその出発にしなければならない」という大賀正行名誉理事の叱咤激励を受け、研究活動の再編など大胆な改革の一步を踏み出しました。こうして研究所は創立50周年をむかえました。

50年の経過を活動の発展の側面から紹介しましたが、それは決して順風満帆な歩みではありませんでした。そしてこれからも同様です。「21世紀は人権の世紀」と言われてきました。その意味は単純に「人権の取り組みが前進する世紀」などではなく、「人権を守り発展できるのか、最大の人権侵害といわれる戦争への道を再び許してしまうのかどうかという勝負の世紀」という厳しい問いかけであることをいま私たちは学んでいます。

日本も例外ではありません。2016年には障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が相次いで施行され、右傾化・反動化の暴走に一矢報いた年となりました。しかし緊迫するアジア情勢を口実に、日本の軍備は拡張の一途を遂げ、憲法9条の改悪さえ政治日程に登場するに至りました。反戦平和、反差別人権の広がりや深まりの真贋が抜き差しならない形で問われています。

50年を迎えた研究所は、①部落解放実現、人権社会建設への理論・戦略形成、政策立案の活動を強化充実させること、②部落問題はもとより、ハンセン病、LGBT、自死（遺族）、外国人、HIV、見た目、アイヌ、水俣病などに関わる当事者や関係者との連携を一層深め、日本の被差別マイノリティの拠り所となる活動を推進すること、③反動攻勢を跳ね返し、平和と反差別人権の社会意識の形成に貢献しうる教育・啓発活動をさらに広く展開すること、を通じてこの厳しい時代を乗り切る一翼を担うことを目指します。またこうした活動を通じて、次代を担う人々の育成に力を注ぎます。

これまでの研究所活動を築いてこられた諸先輩の志に思いをはせ、単なる50周年の記念の年に終わらせることのない実践を皆さんとともに創り上げていきたいと思ひます。

本年もよろしくお願い致します。

◆ 2018年度大型集会スケジュール

第43回部落解放・人権西日本夏期講座 2018年6月28～29日(木-金)
会場:鳥取県米子市

第49回部落解放・人権夏期講座 2018年8月22～24日(水-金) 会場:和歌山県高野町

第39回人権・同和問題企業啓発講座 調整中(大阪市内)

第33回人権啓発研究集会 2019年2月6～7日(水-木) 会場:新潟県新潟市

第六研究部門 公開研究会

全国のあいつぐ差別事件 ～部落差別解消推進法施行一年をむかえて～

2016年の12月16日に施行された部落差別解消推進法の1周年を記念する第六研究部門の公開研究会が2017年の同日、HRCビル5階ホールにて開催され、約50名が参加した。今日も発生する部落差別事件の事例報告を受けた上で、今日の特徴や解決に向けた方策を考えると、この趣旨のもと、三名の方からご報告をいただいた。

まず部落解放同盟東京都連合会書記長の近藤登志一さんより、2017年5月に都内で発生した不動産会社による差別事件が報告された。顧客から地域が部落ではないかと問合せを受けた担当者がネットで調べてもわからず、区役所に問合せをした事件だった。区役所は調べること自体が差別行為であり、その旨を問合せに伝えるように指導、会社は社員に対する人権侵害行為禁止の周知・徹底ができなかったことを反省し、再発防止に取り組んでいる。東京都も業界に向けた啓発活動に取り組んでいることが報告された。また、ネット上では土地差別に関わる情報がいまだ氾濫しており、対策が必要だという提案があった。

次に、部落解放同盟兵庫県連合会書記長の橋本貴美男さんより、兵庫県が五年ごとに実施している人権意識調査をもとに2002年地対財特法失効後、結婚における部落差別の意識が強まっている状況

が報告された。そして兵庫県連が対応した2つの結婚差別事件の事例報告とともに、これらの事例が青年部の活動がしっかり実践された支部で判明したこと、事例への取り組みをきっかけに、それまで支部に伝わってなかった多くの結婚差別の事例が判明したことが報告された。差別の相談を受ける相手として解放運動が信頼されることの大切さも訴えた。

なお、12月4日に兵庫県たつの市で部落差別解消推進法を受けた条例案が市議会に提出されたことも報告された。成立すれば初めての条例になる。

そして最後に部門長であり、部落解放同盟中央本部副委員長、近畿大学教授の北口末廣さんが「全国のあいつぐ差別事件を分析する」とした報告を行った。差別事件の分析は正確な事実確認のもと、問題点や背景・原因を整理し、それを克服するための課題を、財・人・情報を使って政策化しなければならない。ネット上では部落差別助長教育が日々行われている状況であり、それに対抗できる差別撤廃教育が必要である。今回の法律で相談体制の充実と実態調査の実施を規定したことで部落差別の事実が集まる、そして教育・啓発を規定したことで意識変革を促し、これらをリンクさせて社会システムの変革を導く必要性が提起された。

(今井 貴美江)

朝鮮衡平運動史研究会・日韓合同研究会開催 — 『朝鮮衡平運動史料集』 続編の発刊をめざす —

2017年11月25日(土)・26日(日)に朝鮮衡平運動史研究会の日韓合同研究会が、韓国からの5名の研究者を含め約20名が出席し大阪市内で開催されました。朝鮮衡平運動とは朝鮮における被差別民である白丁(ペクチョン)への差別撤廃をめざした運動です。朝鮮衡平運動史研究会の共同代表は金仲燮(キムジュンソプ)・慶尚大学校教授、水野直樹・京都大学名誉教授、朝治武・大阪人権博物館館長の3名であります。

今回の研究会では川瀬俊治さんが「北星会と朝鮮衡平社一機関誌『斥候隊』を中心にして」、韓美真(ハンミジン)さんが「1910年代の白丁を取り巻く制度的・社会的変化」、吉田文茂さんが「『衡平青年前衛同盟事件』について」を報告し、活発な討論が行なわれました。

吉田さんが報告した「衡平青年前衛同盟事件」は、1933年から1936年にかけて起こりました。衡平社の活動家が100人ほど逮捕され、14人が起訴され、最後には衡平社員でない一人だけが有罪となり、残りの全員は無罪となります。この事件では衡平社の活動家が秘密結社を作って日本の支配を転覆しようと計画したとして「治安維持法違反」に問われますが、日本側が事件を作り上げて、衡平運動に対して弾圧を加えたものであります。衡平社は「衡平青年前衛事件」などの影響もあり、1935年には大同社に改称します。

朝鮮衡平運動史研究会では「衡平青年前衛同盟事件関係」(簿冊16冊)が韓国の国史編纂委員会に所蔵されていることを確認し、その史料の研究を進めています。また、2016年に発刊した『朝鮮衡平運動史料集』(解放出版社)により、衡平運動の姿が今まで以上に明らかになりました。

さらに朝鮮衡平運動史研究会では、来年度以降に続編の『史料集』や論文集を刊行することなどを計画しています。日本が朝鮮を植民地として支配していた時期、衡平社と水平社は交流をしました。この事実は記憶しておくべき歴史であります。

(割石 忠典)



報告

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

施行から3年目を迎え見直しが予定されている生活困窮者自立支援法の成果と法改正への課題を議論する「第4回全国研究交流大会」が、11月11日(土)から二日間、高知県高知市内で開催され、関係者ら約1,200名が参加した。研究所の「社会保障制度研究会」(第6調査研究部門)から中尾由喜雄全国隣保館連絡協議会顧問・事務局長ら4名が参加した。

一日目の基調鼎談には、厚生労働省の定塚由美子社会援護局長、NPO法人抱撲の奥田知志理事長、東京大学の大森彌名誉教授が登壇。定塚局長は、「これまでに約45万人の相談を受け、約12万人のプランを作成、約6万人の就労・増収という成果を上げた」ことを強調、「任意事業の実施に市町村格差があること、まだ支援につながっていない困窮者が存在すること、居住支援の不足」などの課題をあげ、「地域共生社会の実現へむけた社会福祉法の改正など生活困窮者支援の取り組みはますます重要になっている」と述べた。

奥田理事長は、「助けてと言えない、迷惑を悪とする社会に自立支援法は大きな一石を投じた」とし、「自立支援法はこうした価値観を変える創造性のある制度」だと述べた。その上で「断らない相談と

的に孤立している人を制度の対象とするための法改正が必要であり、問題解決だけではない相談そのものが支援であるという位置づけが重要」と訴えた。

大森名誉教授は、「自立の意味について、自立とは個人ではなく社会の問題である」とし、自己責任だけを求めるのではなく社会の側がどう変わるのかが求められていると述べた。

生活保護法との関係について奥田理事長は「生活保護は給付に偏っており、お金はあげるからあとは任せたとという究極の自己責任論だ」と批判、「あれかこれかではなく、生活保護法と生活困窮者自立支援法がもっと柔軟に活用される必要がある」と述べた。定塚局長は「そもそも同じ制度にしたいと考えていたがそうならなかった。将来的にはその可能性は大いにある。生活困窮は生活保護より広い概念」だという認識を示した。

筆者が参加した二日目の分科会7では、居住支援をめぐる厚生労働省と国土交通省との連携をふまえ、伊藤明子国土交通省住宅局長が改正住宅セーフティーネット法の施行(10月25日)をふまえ、民間の空き屋を有効活用した生活困窮者の支援の取り組みを報告した。国交省の新たな取り組みは、単身高齢者や母子家庭、障害者など住宅確保要配慮

者を断れない住宅を登録し、登録した住宅のバリアフリーや耐震などのための改修費を補助したり、家主への家賃補助を実施する等というもの。都道府県は困窮者と登録住宅をマッチングさせるなどこうした取り組みを円滑にすすめるための居住支援法人を認定する。伊藤局長は「できるなら市町村単位で居住支援法人をつくってほしい」と訴えた。居住支援法人立ち上げの補助は今年度も含めた二年間なので来年度が最後となる。

大阪は「地対財特法」失効後、府内すべての市町村に相談、啓発、交流の3事業をすすめる市町村の人権行政に協力していくために「人権協会」を設置している。宅建業界や困窮者支援に取り組む関係者と連携し、こうした人権協会のネットワークをまさに居住支援協議会と位置づけ、

人権協会が協議会を束ねる居住支援法人として大阪府から認定を受けるような取り組みを大阪府住宅まちづくり部、福祉部、大阪府人権協会が連携して実現できないだろうか。

改正社会福祉法は来年4月から施行される。この改正で地域福祉計画が他の計画の上位計画となり、市町村に策定の努力義務が課せられた。地域共生社会の実現へむけ、改正社会福祉法や今後予定される生活困窮者自立支援法の改正を受け、地域福祉計画の見直しや包括的な課題解決の体制整備が求められることになる。隣保館、人権のまちづくり、部落内外の協働などの取り組みの蓄積をどう発展させるのか。「部落差別解消推進法」の具体化の側面からも問われている。

(谷川 雅彦)

同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求大阪実行委員会第26回総会

同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求大阪実行委員会第26回総会が11月17日、エルおおさかで開催され、約100名が参加した。

同会の若林正信委員長(同和問題に取り組む大阪宗教者連絡会議長・金光教)は「あいついで差別解消法が施行されたが、ヘイトスピーチや部落差別は理念法にとどまっており、法具体化の取り組みを通して包括的な差別禁止法や人権侵害救済法の制定に取り組もう」とあいさつした。

村井康利事務局長(部落解放同盟大阪府連合会書記長)から2016年度の事業報告と2017年度の活動計画が提案された。当面の取り組みとして「部落差別解消推進法の具体化に向けた中央実行委員会と連携し、実態調査の実施、教育・啓発の推進、相談体制の充実を求めていくこと、人権の法制度確立にむけた世論を盛り上げるための啓発、さまざまな差別の当事者が集うプラットフォームを設置、差別禁止法の検討をすすめること」や新役員体制などが提案され、いずれも満場一致で了承された。

(谷川 雅彦)

「第3回部落問題・人権問題に取り組む全国研究所交流会」を開催

11月7日(火)に、第3回目となる「部落問題・人権問題に取り組む全国研究所交流会」を大阪市内で開催しました。(公財)反差別・人権研究所みえ、(公社)福岡県人権研究所、(一社)和歌山人権研究所、(一社)部落解放・人権研究所の4団体より、11名が参加しました。「部落差別解消推進法施行をふまえた研究所の役割・取組について」「若手人材(研究者、職員等)の発掘・育成について」という2つのテーマを中心に、議論を深めました。

この一年は各所で、部落差別解消推進法施行をふまえた学習会や集会などが開催され、それらへの参加者がいずれも多いことから、法施行に対する関心の高さがうかがえた、ということでした。ただ、各所の取組の日程・内容の重複があるため、その調整をしていくことや、連携して実態調査等の取組を進めていくことの必要性が確認されました。その他、若手人材の発掘・育成、財政基盤の確立、講師派遣・紹介の方法、受託事業の仕方など、主に運営という観点から多岐にわたる意見が参加者間で交わされました。参加者からは「(運営という面から)突っ込んで話ができるこうした機会は必要だ」という声もあり、来年度以降も引き続き開催していく予定です。(棚田 洋平)

研究所の事業のさらなる発展のために ～大阪同企連との意見交換会

今年で3回目となる大阪同和・人権問題企業連絡会(大阪同企連)と部落解放・人権研究所との意見交換会を12月1日、A1A1おおさかにて行いました。

大阪同企連の加盟団体の皆様には、当研究所の賛助会員となつていただくとともに、月刊ヒューマンライツの購読や各種人権啓発講座への参加など、研究所の事業を支えていただいています。

意見交換会でははじめに、最近の研究所の会員の入会・更新状況、月刊ヒューマンライツの発行・購読状況、人権啓発講座等の実施・参加状況等について、研究所事務局より報告をしました。その後、井上

龍生理事長をはじめ、大阪同企連の方々から、事業をさらに改善・発展させていくためのご意見をいただきました。

インターネットなどの情報環境の変化、企業や自治体など、参加する側の状況の変化に応じた事業の改善や発展の可能性など、有意義な意見交換ができました。

(川本 和弘)



報告 「人権資料・展示全国ネットワーク第22回総会」

国際的には「国連人権教育の10年」がはじまり、国内では全国各地で人権博物館・資料館設立の機運が高まる最中、「『人権博物館・資料館』設立の流れを一層確かなものに発展させ」、各館の「相互交流と親睦を深め、人権確立のための研究・教育・啓発に寄与する」ことを目的として、1996年6月20日に、人権資料・展示全国ネットワークが結成されました。人権図書館りぶらを運営していたこともあり、部落解放・人権研究所も当ネットワークに加盟しています。現在、12道府県・31団体の人権にかかわる博物館・資料館等が加盟しています（HP：<http://e-jinken.net/>）。

その第22回総会が、11月16日に奈良県人権センターで開催されました。当所も含め、全国の加盟館・団体より21の参加があり、来賓等もあわせて39名の参加者でした。総会の後、記念講演「洞村強制移転と紀元2600年の畝傍山周辺の変容」（山本信彦さん／橿原市教育委員会人権教育課社会教育指導員）が行われ、続いて、隣接する奈良県立同和問題関係史料センターの見学をガイドの方の解説付で実施されました。

その後、場所を移して情報交換会が催され、翌日は午前におおくぼまちづくり館の施設視察、午後からは2班（「旧洞村フィールドワーク」「水平社博物館」）に分かれてのフィールドワーク・施設視察が実施されました。来年は福山市で実施される予定です。

（棚田 洋平）

世界人権宣言記念集会～69周年から70周年へ～

12月6日（水）、ドーンセンターにて「3つの差別解消法 施行から1年 今後の課題」をテーマに世界人権宣言69周年記念大阪集会を開催しました。舞台設計の関係で予定していた会場を変更したにも関わらず、多くの方にご参加いただき、ありがとうございました。関係者の皆さまへお詫びとともに御礼申し上げます。

「障害者別解消法」を東京大学の熊谷晋一郎さんから、「ヘイトスピーチ解消法」を神奈川新聞の石橋学さんから、そして「部落差別解消推進法」を部落解放同盟の片岡明幸さんから報告いただいた内容は2018年4月発行予定の「国際人権規約連続学習会講演録2017」に掲載の予定です。ぜひご一読ください。

2018年は世界人権宣言の採択から70周年の記念の年です。節目の年としてふさわしい取り組みを行いたいと思います。

（今井 貴美江）

報告

第399回国際人権規約連続学習会 核兵器廃絶に向けたICAN川崎さんの講演



昨年ノーベル平和賞を受賞した、国際NGOネットワーク「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)で国際運営委員を担っている川崎哲(かわさき・あきら)さんの講演が、2017年11月21日(火)に世界人権宣言大阪連絡会議主催の国際人権規約連続学習会(第399回)として大阪市内のダウンセンターで開催され、110人が参加しました。

「核兵器廃絶に向けて 核兵器禁止条約の意義と日本の課題」をテーマとした講演の冒頭、川崎さんは、核兵器禁止条約が軍縮条約であることと同時に人権条約であることが重要な点であることを訴え、ノーベル平和賞受賞にあたって、ノーベル委員会から「核兵器禁止条約を市民運動が中心となってつくったことの革新的努力」、また「核の非人道性を訴えたこと」について評価されたことを報告されました。

また、日本は核兵器をもっていない国

ではあるものの、核兵器をつくるための材料となる「プルトニウム」を原発の使用済み燃料から取り出す作業を続けているために、世界の国のなかで5番目に多く、核兵器にすると7000～8000発分くらいの原料を保有しているということ。さらに、いま世界中にある核兵器の数は約1万5000発で、米ソ冷戦時代に比べるとかなり減少しているものの、現在も全体の約9割をアメリカとロシアが保有していて北朝鮮が保有しているのは10発くらいであるということ。近年は、核の保有国が少しずつ増えてきているため、核の拡散がおり、核の脅威が結果的に減っていないことなど具体的な数字を提示しながら、核をめぐる世界の状況の報告がありました。

講演を通じて核兵器廃絶に向けた積極的な取り組みについて強く訴えられたあと、最後に川崎さんが、「核というものが廃絶された場合、そのころにまったく新しい兵器ができていく可能性がある」と、人間社会にとって平和が容易に手に入るものではないことを語られたのが印象的でした。

(『ヒューマンライツ』2018年1月号(358号)にて、当日の講演内容を掲載しているので、あわせてご覧ください)

(片木 真理子)

第43回部落解放・人権西日本夏期講座のご案内

日	時	2018年6月28日(木)、29日(金)
会	場	A会場：米子コンベンションセンターBiG SHiP 多目的ホール (中継会場) 小ホール B会場：米子市公会堂 大ホール
参加費		4,000円(税込み)
主催		第43回部落解放・人権西日本夏期講座実行委員会
お問合せ先		《鳥取県の方》 部落解放同盟鳥取県連合会 TEL.0857-22-7940 / FAX.0957-22-7930 《鳥取県外の方》 (一社) 部落解放・人権研究所 TEL.06-6581-8576 / FAX.06-6581-8540

●A会場

- 6/28 オープニング 「人権バンド しんゆう」
- ① 「同性婚から見た多様な性、多様な家族」 南 和行(弁護士)
 - ② 「沖縄から問う 平和と民主主義」 三上 智恵(ジャーナリスト/映画監督)
- 6/29
- ③ 「部落差別解消推進法の具体化に向けた自治体の取り組み」
鳥取県人権局 部落解放・人権政策確立要求京都府実行委員会 部落解放同盟新潟県連合会
 - ④ 「ハンセン病問題から学んだこと 若者たちの声」
延 和聰(盈進中学高等学校ヒューマンライツ部顧問)
高橋 和(2016年度ヒューマンライツ部部长)

●B会場

- 6/28 オープニング 「出上十七夜 ～MONOGATARI～」
- ① 「鳥取県の障がい者差別解消の取り組みについて」
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局
 - ② 「ヘイトスピーチ解消法の具体化に向けた自治体の取り組み」
文 公輝(多民族共生人権教育センター事務局長)
師岡 康子(弁護士、外国人人権法連絡会)
高橋 秀典(ヘイトクライムをなくそう!神戸連絡会世話人)
- 6/29
- ③ 「障害者差別解消法 見直しに向けて」
金 政玉(明石市福祉局生活支援室 障害福祉課共生福祉担当課長) *予定
西尾 元秀(障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長)
 - ④ 「鳥取県における部落差別の実態と課題」
坂根 政代(部落解放同盟鳥取県連合会書記長)

●フィールドワーク

- 6/29 「小集落改良事業からのまちづくり ～「反差別の輪と文化」を生活の中に～」
(定員40名 参加費4,000円 申込期間3/1～6/8 ※先着順)

であい
つながり

集会ふれあい記

第8回 高野山 編

昨年開催の高野山夏期講座では真言宗のご厚意で、受講者特典として高野山の多くの施設を拝観無料にいただきました。現金な性分なもので「この（無料の）機会になんとしても！」と思い、私は講座の片付けを終えて一服したのち、もう一人の職員と霊宝館に向かいました。すると前方に、さっき別れの挨拶をしたばかりの集会実行委員会の方たちの姿が…。そこには高野山真言宗社会人権局の雨貝(あまがい)さんもおられ、ここで偶然再会したのも何かのご縁ということで、みんなで雨貝さんに案内していただきながら観覧することとなり、集会後にもかかわらず、ずるずるとお世話になりました。

霊宝館に入ると、静謐な空間にたたずむ仏像のスケールの大きさ、展示品の数々、種類の多さに圧倒されました。また、建物（本館）は大正時代（1920年代）に建設されたもので、日本現存最古の木造博物館建築（有形文化財）とのことで、館内はレトロな趣があります。

さらに金剛峯寺の拝観にも雨貝さんに同行していただき、奥の石庭などゆったりくつろげる場所にも案内していただき、高野山の夏の風景を堪能しました。そのほか、自分で拝観しているだけでは知りえない知識をいろいろと教えていただくことができ、今までに何度も訪れていたのに「疲れた」を理由に大阪へすぐ帰っていたことを反省しました。高野山は夏に限らず四季折々の自然に触れながらじっくりみてまわるとより楽しめそうです。

と、ここまで読まれて「私も9月放送の『プラタモリ』でいろいろ見て、勉強したよ」と思ったあなた。そうなんです！私たちはその日、まるで「プラタモリ」高野山編の予習をするかのように金剛峯寺をじっくり案内してもらったのでした。そして番組では高野山夏期講座のフィールドワークで講師をお願いしている木下浩良先生も番組で案内役として登場されていて、新鮮な視点で高野山を勉強させていただきました。今回の機会を通じて高野山は、歴史やなりたち、そして自然環境とうまく向き合う工夫、高野山を存続させようとする人々の努力を知ることによって、より一層たのしめるどころだと知りました。

雨貝さんをはじめ、高野山真言宗のみなさま、本当にありがとうございました。

(にわか仕込みの高野山通 M)



専友学習会：映画「造花の判決」を観て

11月17日夜、HRCビルで映画「造花の判決」を観る学習会がありました。主催は「部落解放H・R・C専従者友の会（略称：専友）」、これはHRCビルや部落解放に関わる団体の専従者で構成する団体で、人権確立のための学習や専従者相互の親睦を図る活動などを行っています。今回は狭山学習をしたいという会員の声を受けて、1976年に撮影された作品を上映することになったそうです。

私は今まで何度か狭山差別事件については研修を受けてきましたが、映画での研修は今回が初めてです。内容は狭山現地をたどりながら、有罪判決認定の矛盾を検証していく説得力のあるもので、狭山事件を知る上で非常に勉強になりました。

物語は事件が起きてから10年ほど経った頃、一人の熱心な司法研修生が志を同じくする仲間と共に、裁判の判決文を読み解くところから始まります。それを読んでいくにつれ、矛盾点がいくつも出てきて不信感をつのらせていくのです。彼らは自ら現場検証を行い、とても石川さんが行ったとは考え難いという確信に行き着きます。

身代金受け渡しの際、犯人を取り逃がし、その翌日には被害者が遺体となって発見されるという事態に、警察は被差別部落に見込み捜査を集中させ、石川さん

を別件逮捕、拷問や嘘の自白を強要、理不尽極まりない手段で犯人に仕立て上げていきました。もし、この時に石川さんが非識字者でなかったら？をはじめ、私の中でいくつもの「もし」と「何故？」が浮かびあがりました。

一言で「部落差別」と表現するにはあまりにも短絡過ぎる気もします。何故なら、石川さんは24歳で逮捕されてから一審で「死刑」、二審で「無期懲役」判決。再審請求中に仮出獄できたものの、31年間も獄中で貴重な人生を台無しにさせられてしまったのですから。ご家族や縁者の方たちも「『人殺し』の誰々」と指をさされて悔しい思いをしたことでしょう。無実を信じながらその間にご両親は他界されました。

これは物語ではなく、今もなお、闘争中の裁判です。1日も早く狭山事件の再審が実現され「無罪」を勝ち取れますように。見えない手錠が外れた両手でご両親のお墓参りができますように、微力であつても自分自身に出来ることをさせていただかなければ・・・と焦りのような気持ちを新たにしました。

(芝 裕紀子)



歳をとるほど早まる月日の早さ

田原俊彦や石野真子と同じ1961年生まれ
の私は、今年で57歳となる。「アラ還」
ももう近い。自ずと定年退職や、いつまで
仕事をするのかなどを意識し始める歳と
なってきた。もっと言えば、残された人生
も意識し始めている。最近は、寝つけない
ときにこのテーマを考えたりしている。

あっという間にこの歳になった。中学校
の同窓生はほぼ同じ感想をもっていること
が先日の同窓会で確認できた。中学生の時
代から実に40年が経った。ごまかしようの
ない互いの歳が互いに信じられないという
話が感慨深く交わされる。次回はきりよく
還暦にしようということになっている。

最近まで気づいていなかったが、私たち
の世代は「しらけ世代」と呼ばれていたら
しい。私自身は当てはまるかもしれない。
30代ぐらいからか、元気な団塊の世代と接
していて、この人たちには何か勝てないな
あと思っていたのを思い出す。

39歳のときは、西暦2000年を迎えた。
子どもの頃は「ノストラダムスの大予言」
で1999年に地球は滅びると聞いていて、
子ども心に自分は39歳のおじさんになっ
たときに死ぬのかなあ、と思っていた。

人権に関わる仕事をしてからは、「21世
紀は人権の世紀」というフレーズに何度も
出くわしたが、21世紀になって果たして人
権は伸長しているのか、疑問に思うという

意見も人権に関わる人々からよく聞いた。

昭和の終わりは、27歳のときだった。冬
休みに親友と二人、はじめての海外旅行で
アメリカに行った。ロサンジェルス日本人
街を訪れたとき、「昭和天皇崩御」の張
り紙を見た。二人とも最初は「崩御」の意
味がわからなかった。国内はどうなってい
るんだろうと思った。

その親友も病気のため40歳で他界して
しまった。同じ年の自分は親友の分まで生
きようと思った。親友の月命日にはそう思
い起こすようにしているが、果たしてそれ
ができていないか、甚だ疑問である。

歳をとるほど時間の過ぎるのが早く感じ
られる。今まで生きてきた時間と予想され
る残りの時間のバランスから生じるものだ
ろう。

同じ時代を生きる人々。世界で、日本
で、コミュニティで、そして自分自身の身
の回りで起きていく出来事。すべてがその
時その場の一回限りの出来事。時間を大切
にして過ごそう。そう考えてきたつもりだ
けど、「まだまだだなあ」という反省はまだ
続いている。自分にとってはゴルフ並に
難しい。

参加者募集!! 2018.1~4 研究所カレンダー

- 1/11-12 第32回人権啓発研究集会 @神戸国際展示場ほか
 1/25 新春マスコミ懇談会 @アークホテル大阪心斎橋
 第1部 講演会「部落差別解消推進法施行1年と今後の課題」
 西島藤彦さん(部落解放同盟中央書記長)
- 1/21 第401回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5Fホール
 「大阪府が取り組む性的マイノリティへの就業支援」
 山本恭一さん(大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課課長補佐)
- 2/20 第402回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5Fホール
 「私」からはじめる「私たち」の多様性社会
 三木幸美さん(とよなか国際交流協会職員)
- 3/26 第403回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5Fホール
 「水俣の教訓をもとに 国際水銀条約発効の意義と課題」
 花田昌宣さん(熊本学園大学水俣学研究センター長)

2018年度正会員(個人)・賛助会員 更新手続きのお願い

常日頃より当研究所の諸事業に対してご支援・ご協力を頂いておりますことに心よりお礼申し上げます。

さて、2018年3月末日を持ちまして、2017年度の会員期間が終了いたします。つきましては、会員の皆さまに2018年度の会員更新手続きをお願い申し上げます。

詳細なご案内は書面にて、正会員(個人)の皆様には2月に、賛助会員の皆様には3月にお送りいたします。記載内容をご確認の上、お早めに手続きいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、総務部(電話:06-6581-8530)までご連絡ください。



世界人権宣言69周年記念大阪集会での「障害者差別解消法の具体化と今後の課題」の講演のなかで、講師の熊谷晋一郎さん

が「2011年の東日本大震災の際に、建物から避難しなければならなくなったとき、私にはエレベーターしか避難手段(依存先)がなく、それが止まって動かない時、強い不安を感じた。」「健常者は、階段・エレベーター・避難用ロープなど様々な避難手段(依存先)がある。」「障害者は健常者よりも多くのものに依存しているというふうにみられることがあるが、障害者の依存先はまだまだ少ないということがこの例から分かっていただけだと思う。」

人はみないろいろなものに依存して生きている、ということから「誰にとつての依存先か」ということについて、改めて深く考えさせられた。

(SK)

部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加してくださる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A 会員」 年会費 10,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回

「B 会員」 年会費 7,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

「学生会員」 年会費 3,500 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

また、研究活動を支えてくださる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』、『全国のあいつぐ差別事件』他



研究所通信 410号 2018年1月1日(奇数月1日発行)

発行所 (一社) 部落解放・人権研究所

編集発行人 奥田 均

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL(総務部) 06-6581-8530

(調査・研究部) 06-6581-8572

(啓発企画部) 06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://blhri.org>

定価 100円(送料込:会員は会費に含む)

振替口座 大阪 00910-7-96112